

盛岡広域振興局長告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年12月20日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 八幡平市大更第2地割141番1の一部、141番16、141番17、141番19、141番20、141番21、141番23の一部、141番25、141番26、141番27、141番28、141番29、141番32及び154番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市大更第24地割9番地1 株式会社八幡平ネクストエナジー